

## 郡山市都市公園における行為の範囲及び使用料免除に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市都市公園条例（昭和40年郡山市条例第112号。以下「条例」という。）第3条第1項の規定による許可を受けなければならない行為の具体的な範囲並びに条例第13条及び郡山市都市公園条例施行規則（昭和51年郡山市規則第12号。以下「規則」という。）第9条の2の規定による使用料の免除について、必要な事項を定めるものとする。

(行為の範囲)

第2条 条例第3条第1項各号に掲げる行為の具体的な範囲は次のとおりとする。

号	行為の具体的な範囲
第1号	露店、屋台、キッチンカー 等
第2号	営利目的であるイベント、広報活動、売名行為、商品等のPR活動 等
第3号	競技会、展示会、集会、撮影会、ヘリポート、募金等で公園の全部又は一部を独占（他の公園利用者の立入を制限する行為を含む）して利用する行為であり、第2号に掲げる行為を除くものとする。

(許可基準)

第3条 市長（条例第14条の2の規定により指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）に管理を行わせる公園にあっては、指定管理者。）は、条例第3条第1項第1号に掲げる行為については、同条第1項第2号及び第3号に付随する行為に限り、許可することができる。

(使用料の免除)

第4条 条例第13条第4号の規定により使用料を免除する必要があると認める行為及び規則第9条の2第2号の規定により免除することができる使用料の額は次のとおりとする。

使用料を免除する行為	免除の額
市内の町内会、住民自治組織その他これらに類する組織（以下「町内会等」という。）の区域内に属する都市公園（条例第2条の3第1項第4号に規定する公園を除く。以下同じ。）又は町内会等の区域内に都市公園がない場合は徒歩圏内に属する都市公園において、町内会等がその目的のため主催して行う条例第3条第1項各号に掲げる行為に使用する場合	使用料の全額
市内の児童福祉施設、認可外保育施設、幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校において、職員又は教員が児童を引率して健全育成を目的に使用する場合	使用料の全額
市内の高校以下の児童を対象とした条例第3条第1項各号に掲げる行為をする場合	使用料の全額
市民の利益となる公益的な事業であり、特に市長が認める場合	使用料の全額

市内の高齢者（65歳以上）を対象とした条例第3条第1項各号に掲げる行為をする場合

使用料の2分の1の額

- 2 前項の規定にかかわらず、条例第3条第1項第2号に掲げる行為及び入場料を徴収する行為（会費、会場整理費等その名称を問わず入場することに関し入場の対価を必要とする行為を含む）並びに郡山市から補助金等の交付を受けた事業の行為に係る使用料は免除しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年3月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の要綱は、この要綱の施行の日以後の使用の許可に係る行為及び免除の額について適用し、同日前の使用の許可に係る行為及び免除の額については、なお従前の例による。